

鴨川市制限付き一般競争入札に係る建設工事入札参加業者資格要件設定基準の一部を改正する告示を次のように定める。

令和7年7月1日

鴨川市長 佐々木 久之

鴨川市告示第108号

鴨川市制限付き一般競争入札に係る建設工事入札参加業者資格要件設定基準の一部を改正する告示

鴨川市制限付き一般競争入札に係る建設工事入札参加業者資格要件設定基準（令和5年鴨川市告示第42号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項第4号中「専任で」を削り、同号ア中「7,000万円」を「8,000万円」に改め、同号イ中「4,500万円」を「5,000万円」に改め、同項第5号中「4,000万円」を「4,500万円」に、「8,000万円」を「9,000万円」に改め、同項第7号中「特定建設業者が当該建設工事現場に法第26条第3項ただし書に規定する監理技術者を補佐する者を専任で配置するときは、監理技術者を」を「法第26条第3項ただし書又は第26条の5第1項の規定に該当する建設工事に係る主任技術者又は監理技術者は、」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この告示は、公示の日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の鴨川市制限付き一般競争入札に係る建設工事入札参加業者資格要件設定基準の規定は、この告示の施行の日以後の公告に係る制限付き一般競争入札について適用し、同日前の公告に係る制限付き一般競争入札については、なお従前の例による。